



報道関係者 各位

令和3年5月27日（木）

【照会先】

労働基準部 健康課

健康課長 濱田 勉

主任衛生専門官 奥田 英一

電話 052(972)0256

腰痛防止のためのパトロールを実施

～誰もが安全で安心して働くことのできる職場づくり～

愛知労働局（局長 伊藤正史）は、業務上疾病（4日以上 of 休業を伴う疾病（死亡を含む））のうち最も多くを占める災害性腰痛（全体の42.9%）の撲滅へ向けて、腰痛災害防止を主眼としたパトロールを実施し、報道機関の皆様にご公開します。

1 日 時

令和3年6月10日（木）午前10時00分から午前11時00分まで

※緊急事態宣言が延長された場合には、以下の日程へ変更します。

令和3年6月24日（木）午前10時00分から午前11時00分まで

2 パトロール対象事業場

IKEA長久手（長久手市）

3 実施内容

重量物運搬等による腰痛防止のための

- ① 製造メーカーから店舗陳列までの流通工程全体での対応状況の確認
 - ② 機械化取組状況の確認
 - ③ 教育・訓練状況の確認
- など

令和2年 災害性腰痛発生状況

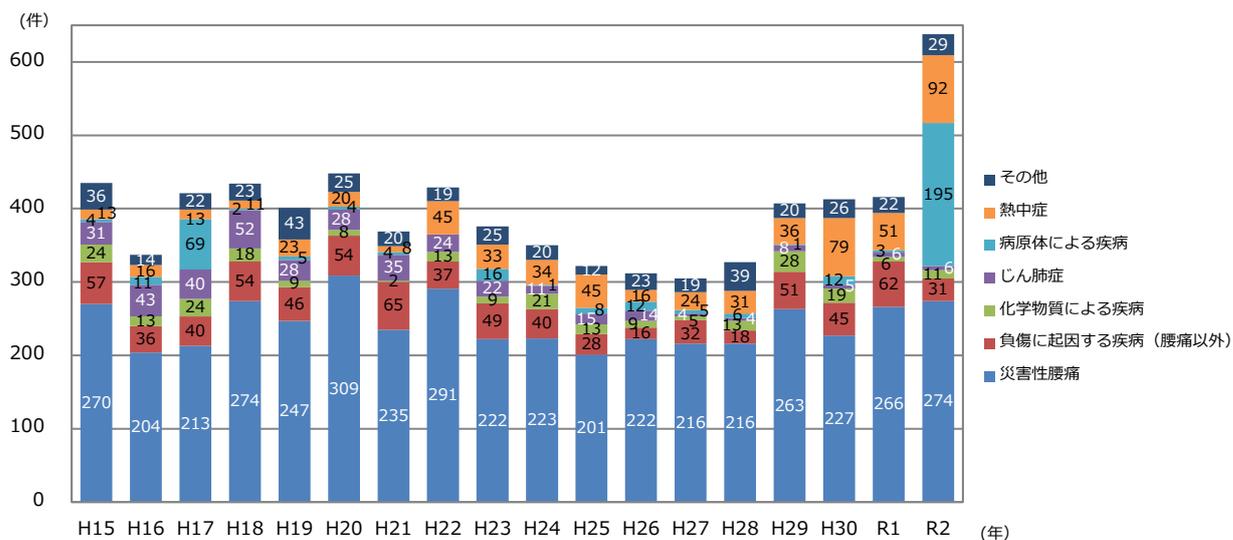
愛知労働局 労働基準部

1 業務上疾病全体における災害性腰痛の状況

(1) 令和2年の傾向

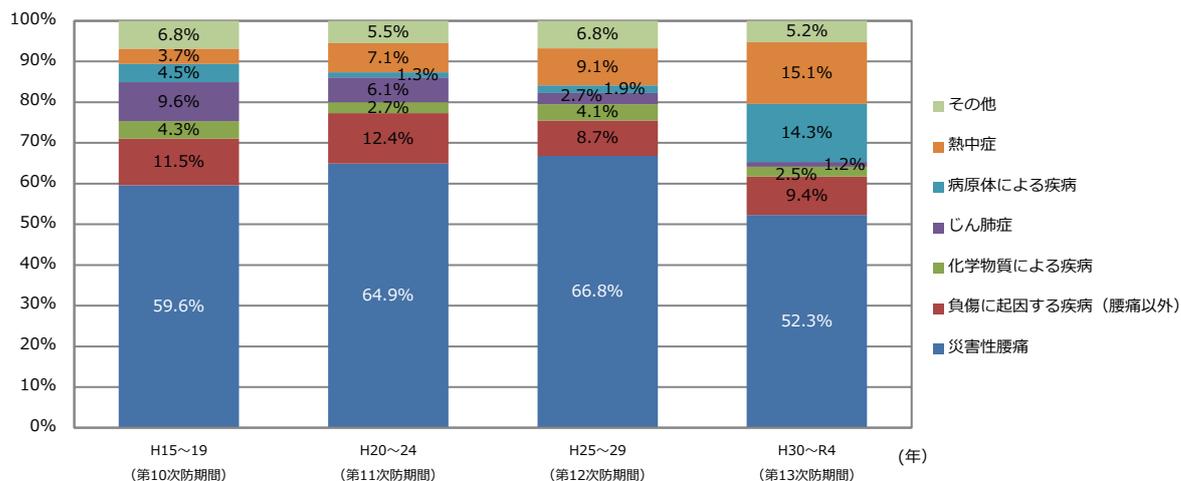
愛知局管内における令和2年度の業務上疾病(4日以上 of 休業を伴う疾病(死亡を含む))は638人で、対前年比222人(53.4%)増加している。

なかでも災害性腰痛は、従来から業務上疾病のうち最も高い割合を占めており、令和2年は274人と、業務上疾病全体の42.9%を占めている。



(2) 中長期的傾向

愛知局管内の職業性疾病を傷病別に割合でとらえ5年ごとに集計すると、下図のとおりとなる。災害性腰痛は全体的に上昇傾向を示しており、災害性腰痛予防対策が今後の重要課題である。

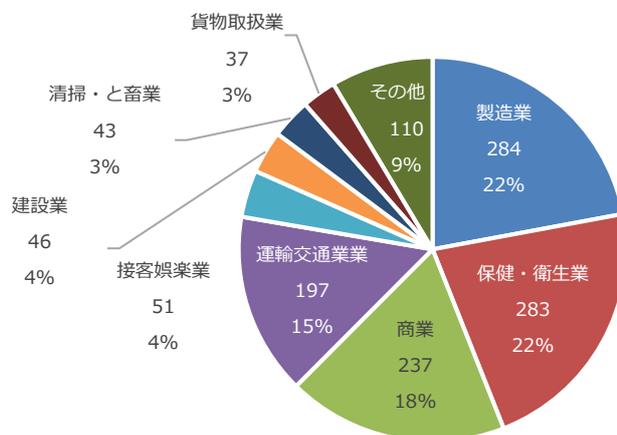


* 上記グラフは、「労働災害防止計画」の期間ごとに集計を行ったものである。「労働災害防止計画」は、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めるもので、5か年ごとに策定されている。現在は、その13回目の計画である、「第13次労働災害防止計画」(期間:平成30年度~令和4年度)を推進している。

2 過去5年間の業種別災害性腰痛発生状況

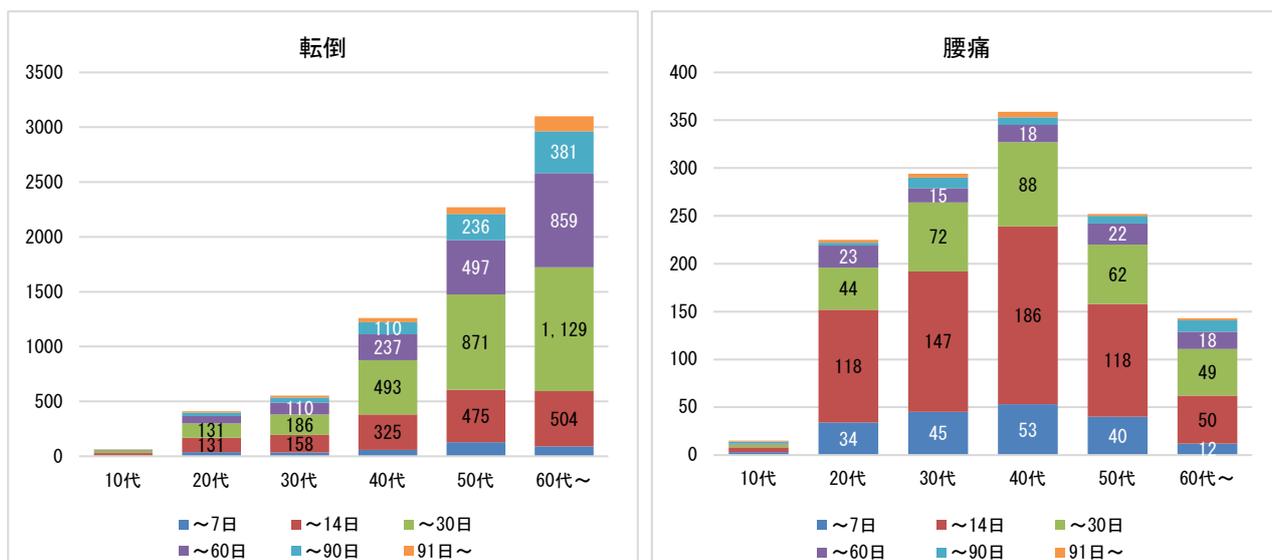
愛知局管内、過去5年間に於ける災害性腰痛は、ほぼすべての業種で発生しているが、なかでも製造業、保健・衛生業、商業、運輸交通業の上位4業種で約77.7%を占めている。

これら上位4業種はいずれも発生件数が約200～300件となっており、他の業種と大きく乖離している。



3 転倒災害との比較

愛知局管内に於ける過去5年間に発生した転倒災害と災害性腰痛を労働者の年齢別・休業期間別で比較する。



転倒災害では労働者の年齢が上がるとともに発生件数が増加しているが、災害性腰痛では年齢の上昇と発生件数の増加の関係性は希薄である。災害性腰痛は就業人口が最も多い40代が最大となっており、年齢別の就業人口の比率にほぼ追従している。

災害性腰痛は、労働者の年齢と発生件数に相関関係が認められる転倒災害と異なり、労働者の年齢と発生件数との相関関係は認められない。

災害性腰痛は転倒災害とは異なり、年齢の上昇による休業期間への影響は小さく、全年齢で休業期間の構成比率はほぼ同様の傾向となっている。

4 上位4業種の災害事例分析

過去5年間における災害発生件数上位4業種について、令和2年の災害発生事例を分析する。

(1) 製造業

製造業における災害性腰痛を発生状況ごとに分析すると、荷物等の運搬中に発生した災害と運搬以外の作業中に発生したものに大きく分けることができる。

運搬中に発生した労働災害(34件)は過半数を占めており、荷物等の運搬元と運搬先の高低差や方向の変化、荷物等の保管場所の高さを原因とした事例がみられる。

運搬以外の作業中に発生した災害性腰痛(8件)では、作業面の高さや動線、机等作業スペースの配置等の作業環境を原因とした事例がみられる。

両者ともに多くは事業者の管理権限が及ぶ建物や事務所内で発生していることから、各事業者で腰痛災害防止に働きかけることが可能である。

運搬中の災害への具体的な対策として、機械化や省力化の検討、荷姿の改善、荷の小分けによる軽量化、運搬方向や動線の改善による荷の把持時間の短縮、連続作業の回避等が考えられる。

運搬以外の作業中に発生した災害への対策としては、作業環境の見直しにより適切な座位を保ちつつ作業を行えるよう机や作業台等を改善すること等が考えられる。

(2) 保健・衛生業

保健・衛生業における災害性腰痛を作業ごとに分析すると、社会福祉施設等での車椅子等への移乗によるものが27件と最も多くなっている。移乗による労働災害が27件であることに対し、より身体的な負荷が見込まれる入浴介助は7件と少なくなっている。

これらの要因として、身体的な負荷が大きい作業は、作業を補助する機械等の導入が進んでいるため労働者の身体的負荷が軽減されているが、移乗等の短時間に行う動作は作業効率等を勘案して機械化が進んでいないことが要因として考えられる。

その他の事例についても、トイレ介助(5件)に加え、ベッドの上での体位調整(6件)や立ち上がりの介助(4件)等の短時間で行う作業で、作業を補助する機械等が使用されない中で行う動作を要因とした災害が見受けられる。

これらの対策として、スライディングボード、スライディングシート、スタンディングマシンの導入利用、二人組作業の導入等作業の実施体制の整備等が考えられる。

(3) 商業

商業における災害性腰痛は、事業場内での荷物の運搬中に発生したものが92.7%(38件)で主な原因となっている。これに対し、出張中に発生したものは7.3%(3件)と多くが事業者の管理権限が及ぶ建物や事務所内で発生していることから、多くの災害は各事業場での作業環境改善や労働者への作業姿勢の教育等の対応により対策することが可能である。

さらに具体的に被災場所ごとに分析すると、バックヤード、倉庫、荷受場等が53.7%(22件)、

売場が 26.8% (11 件)、厨房等が 12.2% (5件)となり、荷受けと荷の保管を主に行うバックヤード等の作業環境の整備等により、腰痛災害防止対策を進めることが可能である。

(4) 運輸交通業

運輸交通業における災害性腰痛は、出張先での荷役作業を原因としたものが 80.0% (36 件) となっている。

被災者は貨物自動車、タクシー等の運転手が大部分を占めており、運転中の長時間の姿勢拘束と振動へのばく露が要因となり災害性腰痛が発生しやすい状態となっていることが推測される。

出張先での被災が主であることから、災害防止対策として、運転座席の改善による体圧分布や座位姿勢の改善、長時間の連続運転や運転直後の荷役作業を避けるための無理のない運転計画の策定、取引先における荷役作業の機械化や省力化のための配慮等が考えられる。

資料 No.

1 リーフレット「腰痛予防対策に取り組みましょう」

腰痛の発生要因には、動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因など多面的なものがあります。各事業場において腰痛を予防するため、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組むことが必要です。

2 リーフレット／指針のポイント等（愛知労働局のホームページから入手できます。）

「職場における腰痛予防対策指針」のポイントを業種ごとにまとめたリーフレット、小冊子等です。

- (1) 全業種向 「腰痛予防対策指針による予防のポイント」
- (2) 製造業向け「重量物取扱いなどによる腰痛を予防しましょう」
- (3) 陸上貨物運送事業向け
「重量物取扱いや運転業務による腰痛を予防しましょう」
「腰痛予防のポイントとエクササイズ」
- (4) 小売業向け「職場での腰痛を予防しましょう」
- (5) 社会福祉施設・医療施設向け
「看護・介護作業による腰痛を予防しましょう」
「腰痛予防のポイントとエクササイズ」
- (6) 社会福祉施設向け「社会福祉施設のみなさまへ」

3 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

- (1) 転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」（4分15秒）
- (2) 飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材（8分56秒）
- (3) 社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材（8分55秒）

◆上記資料1～3のデータ・「職場における腰痛予防対策指針」は次のホームページから入手できます。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00344.html



腰痛予防対策に取り組みましょう

令和2年4月 愛知労働局労働基準部健康課

職場における腰痛は、業種を問わず多発しています。愛知労働局管内では、**年間 200～300 名**の方が休業4日以上**の腰痛を患っており、これは職業性疾病全体の約7割に相当します。**

腰痛の発生要因には、動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因など多面的なものがあります。各事業場において腰痛を予防するため、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組みましょう。

1 職場における腰痛予防対策指針

「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）は、厚生労働省の示す腰痛予防対策の基本となる指針です。一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い次の5つの作業における対策を示しています。

- (1) 重量物取扱い作業
- (2) 立ち作業
- (3) 座り作業
- (4) 福祉・医療分野等における介護・看護作業
- (5) 車両運転等の作業

職場における腰痛予防対策指針及び解説



リーフレット／指針のポイント等

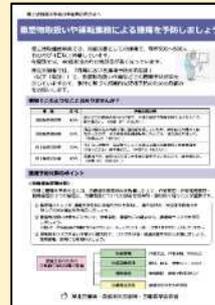
全業種向け



製造業向け



陸上貨物運送事業向け



運送業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ



小売業向け



社会福祉施設、医療施設向け



介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ



社会福祉施設のみなまへ

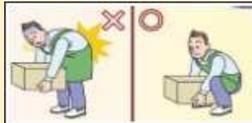


2 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で、働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめ、動画教材として公開しています。職場での安全衛生教育などにお役立てください。



- **転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」**（4分15秒）
令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業
「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作



- **飲食店、小売業向け**
転倒・腰痛防止用視聴覚教材（8分56秒）



- **社会福祉施設向け**
転倒・腰痛防止用視聴覚教材（8分55秒）



3 日常的な災害と、どう向き合うか

腰痛は、転倒災害や交通事故などと同じく、職場だけでなく日常生活の中でも起こり得る災害です。これら日常的な災害は、とかく本人の焦りや不注意のせいと片付けられがちですが、そこで終わらせずにもう一步踏み込むのが、危なさとの正しい向き合い方でしょう。愛知労働局が提唱する「論理的な安全衛生管理の推進・定着」の特集コーナーをご覧ください。

- **「論理的な安全衛生管理の推進・定着」** 特集コーナー
安全衛生を科学的に論理的に考えていただくために、特集コーナーとして掲載しています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。



- **「日常的な災害と、どう向き合うか」**

日常的な災害との向き合い方を解説しています。
こちらから、**愛知労働局制作による「転倒予防体操」**もご覧いただけます。介護作業・看護作業等では、転倒と同様の動作要因で、腰痛が起こることもしばしばありますので参考としてください。

